

別添 6 (10-2 関係)

街頭検査等実施要領

1. 運輸支局等との業務協力

円滑かつ効率的な街頭検査の実施のため、運輸支局等、警察等と緊密かつ広範に連携、協力して、業務の遂行を図るものとする。

2. 街頭検査の実施計画に係る協議

街頭検査の実施計画に係る運輸支局等との協議は、原則として街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が行うものとする。

3. 街頭検査の実施体制

(1) 街頭検査は、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等が主体となって実施するものとする。

ただし、能率的な業務を実施する観点から、街頭検査を実施する場所を管轄する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等以外の事務所等が街頭検査を実施することが適当と認められる場合にあっては、これによらないことができるものとする。

この場合において、街頭検査を実施する事務所等は、予め管轄する地方検査部の長又は本部検査部の長（地方検査部の管轄範囲を超えて実施する場合に限る。）の了解を得るものとする。

(2) 街頭検査は、自動車検査官を含めた人員構成により実施するものとする。

(3) 街頭検査を実施するにあたっては、街頭検査の指揮又は関係官署との調整等を行うため、自動車検査官の中から実施責任者を置くものとする。

4. 街頭検査の実施

(1) 街頭検査は、運輸支局等から通知があった実施計画に基づき実施するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由により運輸支局等から街頭検査の協力要請があったときは、これによらないことができるものとする。

(2) 街頭検査を行うため警察官により実施場所に停止を命じられた自動車については運輸支局等から審査依頼があったものとする。

5. 整備命令発令時の審査

(1) 街頭検査又は事務所等構内において、運輸支局等から審査依頼があった場合には、保安基準適合性について審査を行い、その結果を審査結果通知書に記載し、審査依頼元に通知するものとする。

(2) 審査結果通知書の様式については、別表を参考に事務所等の長が定める。

6. 整備確認

(1) 運輸支局等から整備確認に係る審査依頼があった場合には、自動車検査証と現車との同一性を確認し、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所について審査を行うものとする。

(2) 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の全てが保安基準に適合している場合には、整備命令書の確認欄に確認印を押印するとともに、確認年月日を記載し、審査依頼元に通知するものとする。

この場合において、確認年月日の記載については、受付日付印又は月日の表示された確認印による押印でも差し支えない。

(3) 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所の一部が保安基準に適合していない場合には、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所のうち、保安基準に適合していることを確認した箇所のみ確認印を押印するとともに、押印した日付を記載し、審査依頼元に通知するものとする。

この場合において、押印した日付の記載については、月日の表示された確認印による押印でも差し支えない。

(4) 審査を行った結果、整備命令書に記載された保安基準不適合箇所以外に保安基準に適合しない箇所を発見した場合には、審査結果通知書に記載し、審査依頼元に通知するものとする。

(5) (1) から (4) までの規定は、道路交通法第 63 条第 7 項による故障車両の整備確認について審査を行う場合に準用するものとする。

この場合において、「整備命令書」とあるのは「整備通告書」と、「保安基準不適合箇所」とあるのは「整備を要する事項」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

7. 緊急時の措置

- (1) 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- (2) 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

8. 街頭検査実施後の業務処理

街頭検査終了後は、運輸支局等と協力して実施場所の整理等を行うとともに、業務量の集計作業等を行うものとする。

別表（別添6の5.（2）関係）

検査記録票（審査結果通知書）

実施 年 月 日 実施場所

登録番号 (車両番号)	型式 車台番号	
検査項目		不正改造 項目の有無
機器検査 01	排出ガス 04 (CO %、HC ppm)、黒煙 06 その他	
車枠・車体 04	突起物 05 (スポイラー、バンパ)、さし枠 09 回転部分の突出 06 (タイヤ、スピナー) その他	有・無 有・無 有・無
乗車装置 05	シートベルト 10、ヘッドレスト 11 その他 99	有・無 有・無
保安装置 06	反射器 (前部 01、後部 02、側方 03)、後写鏡 13 警音器 04 (識別表示、音色)、その他 99 窓ガラス 08 (前面 %、運転者席側 %、助手席側 %)	有・無 有・無 有・無
灯火類 07	前照灯 01 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 補助前照灯 02 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 車幅灯 03 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 番号灯 04 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 尾灯 05 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 制動灯 07 (不点灯、色、取付位置、大きさ) 後退灯 08 (不点灯、色、取付位置、個数、大きさ) 方向指示器 11 (不点灯、点滅回数、色、取付位置、大きさ) その他 99	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
操縦装置 09	識別装置 01、ハンドル 03、かじ取ホーク 04 その他 99	有・無 有・無
緩衝装置 10	シャシバネ 01 (前・後、切断・機能損失) ショックアブソーバ 09、エアサスペンション 10 その他 99	有・無 有・無 有・無
走行装置 11	ホイールディスク 01 タイヤ亀裂 12、タイヤ磨耗 14 (前右・左、後右・左) その他 99	有・無 有・無 有・無
騒音・排出ガス対策 装置 14	騒音防止装置 01 (近接排気騒音 デシベル) 消音器 02 (取外し、穴あけ)、(腐食等による脱落、穴) 排気管 03 (開口方向不良)、(腐食等による損傷、穴) 排出ガス発散防止装置 04 (取外し：触媒、EGR、O ₂ センサ、プロバイ、キャスター、エアポンプ) その他 99	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
その他	・自動車検査証不携帯 ・有効期間切れ運行 ・自動車登録番号標 (又は車両番号) 取付なし	
整備命令・警告等	無し・整備命令書交付・警告書交付・口頭警告・警察への報告	